

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第七十号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十九号鳥取縣職員退職手当支給條例の施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年九月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員退職手当支給條例の施行細則中

改正規則

第一條中「退職手当の計算書」を「退職手当金額計算書」に改め、「職員に属する」を削る。

第一條各号を次のように改める。

一 履歷書

二 退職時における診断書及び症状の経過を記載した書類（傷、疾病に因りその職に堪えず退職した場合に限る。）

る。）

三 戸籍謄本（職員死亡当時の遺族との身分關係を明瞭にし得るもの在职中に死亡した場合に限る。）

四 退職の年中において退職時まで支払つた給与の金額並びにこの給与の金額につき所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十八條の規定により徴収した税額を記載した給与所得に対する所得税に関する通報書（別記第二号様式。在职中に死亡した場合を除く。）

第五條第二項中「（月の末日で退職した場合は、その月及び前五月）」を「（月の末日で退職した場合は、その月及び前五月以下「退職の月前六月」という。）」に改める。

第五條第三項中「勤務地手当」の次に「寒冷地手当」を加え、「休日給及び夜勤手当」を「休日給、夜勤手当、その他労働の対償として支払われたすべての給与」に改める。

本書ノ大キサハ附定規格A五判

昭和二十五年九月十五日 火曜日
第二千四百四十三号

00229

改める。

第五條第三項の次に次の一項を加える。

退職の月前六月において給与の全部又は一部の支給を受けなかつたときは、その期間の給与の総額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の額とする。

一 退職の月前六月において給与の支給を全く受けなかつた場合においては、その六月の各月において本来受けるべき俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額六月分の合計額

二 退職の月前六月のうちいずれかの月において給与の支給を全く受けなかつた月のある場合においては、その月において本来受けるべき俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額

三 退職の月前六月のうちいずれかの月において給与の全部又は一部が支給されなかつた期間がある場合においては、その期間において本来受けるべき俸給、扶養手当及び勤務地手当の合計額但し、その期間において既に支給を受けた額が合計額より多いときは、その

の額

第十條を次のように改める。

第十條 失業者の退職手当の支給資格者（以下「支給資格者」という。）は、退職の際失業者の退職手当受給資格者証交付願（別記第三号様式。以下「交付願」という。）を所屬長を経て任命権者に提出しなければならない。

所屬長において、交付願を受理したときは、これに失業者の退職手当支給資格に関する調（別記第四号様式。以下「別記第五号様式。」を添えて、直ちに、任命権者に提出しなければならない。

任命権者において、交付願の書類を受理したときは、これを審査し、不備の点がないと認めたとときは、失業者の退職手当支給資格者証（別記第六号様式。）に必要な事項を記載した上所屬長を経て支給資格者に交付するとともに、失業者の退職手当の支出既未済等の事項を明らかにするため、失業者の退職手当支給台帳

00230

（別記第七号様式、以下「支給台帳」という。）を作成し、保管しなければならない。

支給資格者が失業者の退職手当の支給を受けようとするときは、第四條第一号の規定による失業者の退職手当の支給資格者にあつては前條の支給日毎に、同條第二号の規定による失業者の退職手当の支給資格者にあつては第六條の規定による待期日数の経過した後において前條の支給日毎に、もとの勤務箇所（その者の退職後もとの勤務箇所が無くなつたときは、その事務を引継いだ箇所以下同じ。）に出頭し、失業者の退職手当支給願（別記第八号様式。以下「支給願」という。）に職業に関する申立書（別記第九号様式。）を添えて提出しなければならない。この場合においても

もとの勤務箇所に出頭することが困難な地に住所を有するときは、支給願並びに職業に関する申立書は、これを郵送することができる。

もとの所屬長において、支給願の書類を受理したときは、これを調査し、失業していると認めたとときは、支

給願に認印して、直ちに、もとの任命権者（その者の退職後もとの任命権者が無くなつたときは、その事務を引継いだ任命権者以下同じ。）提出しなければならない。

もとの任命権者は、支給願の書類を受理した場合においては、支給台帳と照合の上その記載事項等に誤りがないと認めたとときは、直ちに、その支払を行わなければならない。

支給資格者が、詐欺、その他不正行為によつて、失業者の退職手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、失業者の退職手当は支給しない。この場合においても、もとの任命権者は、失業者の退職手当の支給を受けた者に対し、当該支給金額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（別記）を次のように改める。

00231

退職手当金額計算書

(別記) 第一号様式

元勤務箇所 元職名 氏名 生年月日 現住所 本籍地			勤続期間の内訳	
退職(死亡)年月日	昭和 年 月 日	勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	勤続期間
退職の事由又は死因		除算期間	自 年 月 日 至 年 月 日	除算期間
勤続期間	年	事由	自 年 月 日 至 年 月 日	事由
恩給等の実在職年	年	恩給等の実在職年の内訳	自 年 月 日 至 年 月 日	恩給等の実在職年の内訳
退職(死亡)当時の俸給月額	級 号 俸 円	退職手当	金 円	退職手当
第三條又は第四條の場合	日	給	円	給
合	数	計	円	計
第四條の場合	日	扶養手当	円	扶養手当
合における	数	勤務地手当	円	勤務地手当
最低保障額	円	計	円	計
退職手当	金 円	退職手当受給遺族の氏名		退職手当受給遺族の氏名
		職員との続柄		職員との続柄
		退職手当の支給額	円	退職手当の支給額
			円	
			円	

00232

第 号様式

給与所得に対する所得税に関する通報書

昭和 年 月 日

任命権者宛

所属長 職 氏 名 ㊦

受給者	元勤務所 住所	元職名	氏名
区分	金額	税額	摘要
給与の支給額	円	円	所得税法第三十九条の規定による申告の有無 扶養親族及び不具者の数 人

備考 この通報書は、小学校及び中学校の職員のものにあつては收支命令者が、その他にあつては所属長が作成すること。

00234

第四号様式

失業者の退職手当受給資格に関する調

元職名			氏名				
元勤務箇所			生年月日				
現住所							
本籍地							
退職年月日			費目				
給 与 支 給 実 績							
給与 俸 給	月別	月	月	月	月	月	計
		円	円	円	円	円	円
扶養手当							
勤務地手当							
寒冷地手当							
特殊勤務手当							
超過勤務手当							
休日給							
夜勤手当							
その他							
計							(B)
失業者の退職手当受給資格							
退職時支給した退職手当金額							円 (A)
給 与 日 額	$\frac{B}{180}$						円 銭 (C)
失業保険金の日額							円 (D)
失業者の退職手当金額	$(D \times 180) - A$						円 (E)
受給資格の有無	有 無						
待 期 日 数	$\frac{A}{D}$						日 (F)
給 付 日 数	180日 - F日						日

備考 1. 給与支給実績欄には退職者の退職した月前における最後の六月（月の末日で退職した場合はその月及び前五月）に支払った給与の額を月別に記載すること。
2. 所属長は失業者の退職手当受給資格欄に記入しないこと。

鳥取県公報

第二千四百四十三号

昭和二十五年九月十五日

(第三種郵便物認可)

七

00233

第三号様式

失業者の退職手当受給資格者証交付願

昭和 年 月 日 (職名) を退職したので失業者の退職手当受給資格者証の交付を願ひたい。

本籍
現住所

昭和 年 月 日

任命権者宛

氏

名

印

鳥取県公報

第二千四百四十三号

昭和二十五年九月十五日

(第三種郵便物認可)

六

第六号様式

台帳番号	
失業者の退職手当受給資格者証	
昭和 年 月 日交付	
受給資格者	氏名 性別 年令
	現住所
	本籍地
退職年月日 昭和 年 月 日	
退職時支給された退職手当 円(A)	
失業者の退職手当の額 (E) 円	1.俸給 円 銭
	2.扶養手当 円 銭
	3.勤務地手当 円 銭
	4.寒冷地手当 円 銭
	5.特殊勤務手当 円 銭
	6.超過勤務手当 円 銭
	7.休日給 円 銭
	8.夜勤手当 円 銭
	9.その他 円 銭
	合計 円 銭(B)
$\frac{B}{180}$ 円 銭(C)	
失業保険金の日額 円(D)	
$(D \times 180) - A$ 円(E)	
待期日数 日 $(\text{計算の根拠}) \frac{A}{D}$ 日(F)	
給付日数 日 $(\text{計算の根拠}) 180日 - F日$	
失業者の退職手当日額 円(D)	
昭和 年 月 日	
任命権者 職 氏 名 ㊟	

備考 裏面に「注意事項」として規則第二章全文を記載すること。

第五号様式

備考 各項目について詳細に記載すること。

退職事由及び退職後における職業に関する調
受給資格者 氏 名

一退職事由

一退職後における職業又はその予定

右の通り調査したので報告する。

昭和 年 月 日

任命権者宛 所屬長 職 氏 名 ㊟

00238

00237

支給回数	受付年月日	支給年月日	支給期間	支給日数	支給額	取扱者印	給付日数	給付残額
7			自至		円			円
(中 畧)								
17			自至					
最終回			自至					
待期日数の期間内に打切りとなつた場合		打切りとなつた年月日		昭和 年 月 日		その理由		
給付残日数があるうちに打切りとなつた場合		打切りとなつた年月日		昭和 年 月 日		その理由		
合		給付残日数		日		給付残額		円
備								
考								

(裏面)

第七号様式(表面)

台帳番号		昭和 年 月 日交付						
受給資格者	氏名	元勤務箇所	性別					
	現住所		年齢					
	本籍地							
退職年月日		昭和	年 月 日					
退職時支給した退職手当金額		円 (A)						
失業者の退職手当の金額	円 (E)	1. 俸給	円 錢					
失業者の退職手当の日額	円 (D)	2. 扶養手当	円 錢					
		3. 勤勞地手当	円 錢					
		4. 寒冷地手当	円 錢					
		5. 特殊勤務手当	円 錢					
		6. 超過勤務手当	円 錢					
		7. 休日給	円 錢					
		8. 夜勤手当	円 錢					
		9. その他	円 錢					
		合計	円 錢 (B)					
待期日数	$\frac{A}{D}$ 日 (F)	$\frac{B}{180}$	円 錢 (C)					
給付日数	180日 - F日 日	失業保険金の日額 (D)						
		$(D \times 180) - A$ (E)						
失業者の退職手当の支給ができる年月日		昭和 年 月 日						
失業者の退職手当の支給ができなくなる年月日		昭和 年 月 日						
支 給 経 過								
支給回数	受付年月日	支給年月日	支給期間	支給日数	支給額	取扱者印	給付日数	給付残額
1			自至		円			円
(中 畧)								
6			自至					

第八号様式

台帳番号

失業者の退職手当支給願 (第 回)

一 現住所	昭和 年 月 日
二 退職年月日	昭和 年 月 日
三 待期日数	日
四 給付日数	日
五 前回までの受給日数	日分
六 今回の請求日数	至昭和 年 月 日 日分

右の通り失業者の退職手当の支給を請求します。

元勤務箇所	氏 名 氏
任命権者宛	(年 令) 名 氏

現住所	氏 名
退職時の所属長	氏 名 氏
退職年月日	年 月 日
退職の翌日から	日間 (待期日数)
自昭和	年 月 日
至昭和	年 月 日
日間 (請求日数)	日間 (請求日数)

備考 1、請求の都度新しい支給願を提出すること。
2、第二回以後の支給願には待期日数の間の失業の証明は不要であること。

00239

第九号様式

職業に関する申立書 (第 回)

一 退職後又は前回の申立以降における求職の状況

一 家 業

一 家業と本人との関係

右の通り申し立てる。

昭和 年 月 日

氏

名

氏

備考 各項目について詳細に記載すること。

00240

附 則

第十一條 この規則は、公布の日から施行する。但し、第十條第四項から第六項までの改正規定は、昭和二十五年十月一日から施行する。

第十二條 鳥取縣職員定数條例の施行に伴い退職する職員に對して支給する退職手当に關する條例の施行細則(昭和二十四年鳥取縣規則第七十八号)は、廃止する。
第十三條 鳥取縣職員定数條例の施行に伴い退職する職員に對して支給する退職手当に關する條例(昭和二十四年鳥取縣條例第五十五号)第五條の規定による失業者の退職手当の支給手續については、この規則を適用する。

第十四條 この規則施行前に給与事由の生じた條例第十條及び鳥取縣職員定数條例の施行に伴い退職する職員に對して支給する退職手当に關する條例第五條の規定による失業者の退職手当の支給手續については、なお、従前の例による。

告 示

○鳥取縣告示第四百六十七号

昭和二十三年三月鳥取縣告示第九十五号、昭和二十二年十一月厚生省令第三十号医薬品配給規則第二條第一項の規定により業務上医薬品等を使用する者の指定事項中次のように変更した。
昭和二十五年九月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一、業務上医薬品を使用する者

新

旧

(11) 中国海運局境支局 日本海員財團支部

○鳥取縣告示第四百六十八号

昭和二十五年八月鳥取縣規則第六十一号鳥取縣木材検査規則第三條の規定に基き、鳥取縣木材検査員の証を次の者に交付した。
昭和二十五年九月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00242

記

氏 名	住 所	勤務地	備考
一 大呂 雄吉	八頭郡智頭町大呂	八頭郡	
二 田中 峯雄	同 若櫻町屋堂羅	同	
三 籤田 俊幸	同 丹比村横地	同	
四 西尾 賢三	氣高郡大和村赤子田	同	
五 前田 重雄	東伯郡泊村字谷	東伯郡	
六 徳永 秋藏	同 上山村羽田井	同	
七 安藤 眞藏	同 灘手村穴沢	同	
八 井平 政春	同 橋津村橋津	氣高郡	
九 西田 一	同 南谷村泰久寺	東伯郡	
一〇 田中昌一郎	同 下北條村三原	岩美郡	
一一 山田 繁壽	同 由良町妻波	鳥取市	
一二 伊藤 幸雄	同 上小鴨村鴨河内	東伯郡	
一三 徳丸 熊夫	同 古布庄村別宮	岩美郡	
一四 越田雅二郎	同 西伯郡淀江町西原	西伯郡	
		米子市	

- 一五 田島 馨 同 大山村飯戸 同
- 一六 森安 還英 同 幡郷村小野 同
- 一七 松浦 一徳 同 法勝寺村落合 同
- 一八 福留伊佐男 同 所子村福尾 同
- 一九 梅原 豊久 同 賀野村金田 同
- 二〇 稻田 淳一 同 日野郡根雨町根雨 同
- 二一 大島 只明 同 日野郡上村河上 同

○鳥取縣告示第四百六十九号

昭和二十五年四月鳥取縣告示第二百三十三号昭和二十五年年度農業倉庫施設補助要綱の一部を次のように改正する。
昭和二十五年九月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一中「市町村農業協同組合」を「農業協同組合及び農業協同組合連合会」に、
二中「一坪当り本屋に對し四千円以内とし一組合最高三〇坪を限度とする」を「一坪当り本屋に對し四千円以内とする」に、

